

# 第 62 回末川杯争奪法律討論会

## 【学内予選のお知らせ！】

### ・法律討論会とは！

法律討論会では、参加大学の教員が持ち回りで法律に関する問題を出題します。その問題に対し、まず出場者(=論者)が自分なりの解答(=論旨)を作成し、次に会場においてその論旨を10分以内で発表します(=立論)。その後設けられている10分間の質疑応答時間では、他の論者やその他の参加学生が立論に対して質問をします。審査員の先生方は、論旨の内容と質問に対する応答をもとに採点します。順位は総合点で決まります。

現在の参加大学は、関西大学、関西学院大学、京都大学、慶應義塾大学、神戸学院大学、中央大学、同志社大学、明治大学、立命館大学の9大学となっています。

また、この討論会において、優秀な成績を収めた明治大学の学生には、明治大学法学部より「**学部長賞**」が与えられます。この「**学部長賞**」はロースクールへ進学する際に加点ポイントとなり、ロースクール入試を有利にすることができます。学部長賞の対象となる賞は立論の部、質問の部それぞれに「立論賞」、「質問賞」として設けられています。

### 【本選詳細】

- ・日程：10月19日(土)
  - ・会場：立命館大学衣笠キャンパス
  - ・出題分野：憲法
  - ・出題者：立命館大学法学部教授 倉田玲先生
- ※本選の開始時間等の詳細は後日ご掲載いたします。また、論者の方の立命館大学への交通費、宿泊費等は法学会が負担いたします。

今回の問題はこちら！

### 第 62 回末川杯争奪法律討論会問題 分野【憲法】

ほぼ半世紀にわたり日本国内に居住している外国人 A の子 B は、「出生により外国の国籍を取得した日本国民」(国籍法第 12 条)であり、その「外国の国籍を離脱」(同法第 14 条

第2項)しておらず、「日本の国籍を選択し、かつ、外国の国籍を放棄する旨の宣言」(同項)もしていないが、国籍選択の「催告」(同法第15条第1項)を受けたこともない。このため生来の二重国籍のまま現在に至っているBは、過去3回の総選挙に連続して当選した現職の衆議院議員であり、さらに現時点では法務大臣政務官も務めている。

このようなBが代表者を務めている「資金管理団体」(政治資金規正法第19条第2項)に対して、Aが「本人の名義」(同法第22条の6第1項)により過去7年間に合計777万円を献金していたこと、しかも、その銀行「口座への振込み」(同法第22条の6の2第1項)の事実をBも当初から承知していたことが明るみに出た。この政治献金の発覚により、法務大臣政務官に就任後も外国籍を離脱していないことを不適格として批判されはじめたBには、さらに、「外国人……から、政治活動に関する寄附を受けてはならない」(同法第22条の5第1項本文)という禁止「規定に違反して寄附を受けた者」として「三年以下の禁錮又は五十万円以下の罰金」(同法第26条の2第3号)に処せられるおそれが生じている。また、もしも「禁錮」の実刑判決が確定すると「被選挙権を有しない」(公職選挙法第11条第1項第2号)ことになり、「各議院の議員が、法律に定めた被選の資格を失つたときは、退職者となる」(国会法第109条)という規定により、衆議院議員の地位を喪失するおそれも生じている。

こうした状況のなか、AとBの親子は、(1)①長年にわたり日本国内に居住しているAには、国籍にかかわらず、政治献金の方法による自由な政治的意思表明の権利が保障されるべきであり、外国人の政治献金を全面的に禁止している現行法の規定は、憲法に違反してAの権利を濫りに侵害しているほか、②それに基づいて「誠実に遵守することを必要とする」(日本国憲法第98条第2項)はずの国際人権規約により、「いかなる差別もなしに」(市民的及び政治的権利に関する国際規約第2条第1項)、「代表者を通じて、政治に参加すること」(同規約第25条(a)号)が人権として保障されているのであるから、この意味においても明白な憲法違反である、と主張している。また、(2)近親者から政治活動資金の援助を受けている国会議員が稀有というのでもないのに、日本国籍をもたない父から寄附を受けているBだけが議席を喪失することにもなりかねないのでは、二重国籍を欠格事由としていない現行の選挙制度や議会制度において著しく不合理であるから、少なくともBの場合にまで現行法の禁止規定を拘子定規に適用するのは濫用である、とも主張している。

以上の架空事例について、AとBによる主張の可否を検討しなさい。

出題：立命館大学教授 倉田 玲

## ・学内予選とは！

明治大学法学会は、法律討論会に出場する代表論者を決める学内予選を開催しております。これには、二年生以下の法学部生は誰でも出場できます。この

機会に是非出場を検討してみてください。また、論者としてではなくても、質問希望の方や見学希望の方もお気軽に会場へお越しください。

### 【学内予選詳細】

- ・日程：9月28日(土)
- ・会場：明治大学駿河台キャンパス リバティータワー1126教室
- ・審査員：明治大学法科大学院教授 江島晶子先生
- ・開場：12時30分(予定)
- ・開会：13時00分

※会場へお越しの際はスーツ着用をお願いします。

### 【申込要項】

- ・参加資格：明治大学法学部在籍の2年生以下の学生
- ・応募期限：9月14日(土)正午まで
- ・応募方法：法学会の担当者へ出場する旨を連絡
- ・担当者：明治大学法学会 関東学生法学連盟部  
副責任者 原田浄良 メール：PC [kiyora0425@gmail.com](mailto:kiyora0425@gmail.com)

### 注意事項

- ・多数の予選出場希望者がでた場合、出場希望者全員分の立論及び質疑応答の時間が確保できない可能性があります。その場合は、審査員の先生による論旨審査を行い、予選出場者を制限させていただきます。
- ・論旨審査の実施の有無に関しましては、予選2週間前に予選出場希望者が揃いましてから、ご連絡致します。
- ・上記のように論旨審査を行う場合、審査は予選当日の午前中に実施いたします。
- ・その論旨審査の結果、予選論者として論壇に立てる方を3名程度に選抜いたします。
- ・論旨審査の結果は当日12時30分には発表致します。審査の結果で残念ながら立論の対象にならなかった方も、予選における立論者への質問、予選会後の審査員の先生との勉強会にはぜひご参加下さいませ。
- ・

◎討論会についてのご質問等ございましたら、上記連絡先にお気軽にご連絡ください。

以上